

協定項目番号	25 - 12	その他福祉事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 福祉センター</p> <p>(2) 平和記念事業</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 母子(寡婦)福祉資金</p> <p>(2) 赤十字事業 献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合。</p> <p>(3) 暖房費助成 現行を引き継ぐが、合併後1年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 災害遺児手当・卒業祝金</p> <p>(2) 生活保護行政に係る組織 広域化に伴うケースワーカーの配置を調整。</p> <p>(3) 災害援護</p> <p>(4) 福祉金庫</p> <p>(5) ウタリ資金貸付事業</p> <p>4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 母子家庭等医療助成 合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。</p> <p>5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの</p> <p>(1) 社会福祉協議会への委託業務 現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整。</p>		